

■正しい記載

●70歳以上の高齢者（平成30年8月からの上限額）

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	
		外来（個人ごと）	
現役並み	年収約 1160 万円～ 標報 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（医療費－842,000 円）× 1 % 〈多数回 140,100 円（※2）〉	
	年収約 770 万～約 1160 万円 標報 53～79 万円 課税所得 380 万円以上	167,400 円＋（医療費－558,000 円）× 1 % 〈多数回 93,000 円（※2）〉	
	年収約 370 万～約 770 万円 標報 28～50 万円 課税所得 145 万円以上	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 % 〈多数回 44,400 円（※2）〉	
一般	年収 156 万～約 370 万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満（※1）	18,000 円 〔年間の上限〕 144,000 円	57,600 円 〈多数回 44,400 円（※2）〉
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入 80 万円以下など）		15,000 円

※1 世帯収入の合計額が 520 万円未満（1人世帯の場合は 383 万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が 210 万円以下の場合も含む。

※2 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がる。